

京都市楽只市営住宅団地再生事業における公共施設再整備基本計画策定等業務の委託に係る簡易公募型プロポーザルの実施について（公募のお知らせ）

京都市楽只市営住宅団地再生事業における公共施設再整備基本計画策定等業務（以下、「本業務」という。）の委託について、京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定実施要領第8条第1項第2号に定める簡易公募型プロポーザルにより受託候補者の選定を行うため、次のとおり公募します。

1 業務の名称等

(1) 業務の名称

京都市楽只市営住宅団地再生事業における公共施設再整備基本計画策定等業務

(2) 履行期間

契約の日から平成30年3月31日まで

(3) 成果物の納品先

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課

2 受託候補者に求める資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (3) 本市の区域内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (4) 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 文化・交流・公益施設又は福祉・厚生施設の整備に係る基本計画策定業務又は設計業務の受託実績があること。ただし、本業務におけるプロポーザルの公告の日前10年以内に業務を完了したものに限る。
- (6) 一級建築士、二級建築士又は技術士（建設部門）のいずれかの資格を有する技術者を配置すること。

3 プロポーザルに関する説明書の交付

京都市情報館の都市計画局のホームページにある新着情報『楽只市営住宅団地再生事業における公共施設再整備基本計画策定等業務に係る簡易公募型プロポーザル 申込期間等の変更について』からダウンロードすること。また、各様式についても、ダウンロードしたものをA4版の帳票として印刷のうえ使用すること。

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000223194.html>

4 参加希望申出書等の提出

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次の各号に基づき、参加希望申出書等を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加希望申出書（第1号様式）
- イ 業務実績調書（第2号様式）
- ウ 配置技術者調書（第3号様式）
- エ 資格を確認できる書類（第3号様式の「資格」欄に記入する資格の免許証の写し）

(2) 提出部数

正本及び副本 各1部（ともにクリップ留め）

(3) 提出期限

平成29年7月26日（水）午後5時

なお、受付を行う時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出場所

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課（北部事業担当）

郵便番号 604-8571

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

（市役所北庁舎5階）

電話番号 075-222-3663

FAX 075-222-3526

(5) 提出方法

持参に限る。必ず日時を事前に連絡し、調整したうえで提出すること。

5 受託候補者としての資格を確認した結果についての通知

(1) 資格の確認結果の通知方法及びその時期

確認結果は、4(1)に掲げる書類を受領した日から休日を除く5日以内に、書面により参加希望申出書の提出者に通知する。

(2) 資格を有すると認められなかった理由の説明

参加希望申出書の提出者は、(1)の通知を受領した日から休日を除く5日以内に書面により、資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。これに対する回答は、説明を求める書面を受領した日から休日を除く7日以内に書面により行う。

6 企画提案書等の提出

上記5の手続により、本業務に係る受託候補者としての資格の確認を受け、資格を有する旨の通知を受けた者は、次の各号に基づき、企画提案書等を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（第4号様式）
- イ 配置技術者調書（第5号様式）
- ウ 業務実施に関する調書（第6号様式）
- エ 提案事項に関する調書（第7号様式）
- オ 見積書（第8号様式）

(2) 提出部数

正本1部（クリップ留め）、副本9部（左上1箇所ホッチキス留め）

(3) 提出期限

平成29年8月8日（火）午後5時必着

なお、受付を行う時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出場所

4(4)と同じとする。

(5) 提出方法

持参又は郵便等による送付に限る。持参の場合は、持参日時を事前に電話で連絡すること。郵送等による場合は、書留等、配達記録が残る、提出期限までに確実に配達される手段を採ること。また、期限までに配達されたことを電話にて確認すること。

7 受託候補者の選定方法等

(1) 選定方法

受託候補者の選定は、京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定委員会において、提出された企画提案書等の書類審査によって行う。

(2) 選定基準

別紙「評価基準及び評価点表」による。

8 受託候補者の選定結果の通知

(1) 通知の方法

選定結果については、6により企画提案書を提出した者に対し、平成29年8月下旬頃までに、書面により通知する。

(2) 選定されなかった理由の説明

(1)の通知を受領した日から休日を除く5日以内に書面により、選定されなかった理由について説明を求められることができる。これに対する回答は、説明を求める書面を受領した日から休日を除く7日以内に書面により行う。

9 その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

評価基準及び評価点表

評価項目		評価	配点	評価の 換算値	評価点
配置 技術 者の 資 格 及 び 実 績 等	統括責任者の 資格，経験年数	A B C D E	4		
		B：技術士（建設部門）かつ一級建築士 C：技術士（建設部門）又は一級建築士 D：二級建築士 E：資格なし ※資格取得後10年以上経過の場合は，1ランクアップ			
	統括責任者の 過去10年間の 同種又は類似実績	A B C D E	4		
		A：同種5件以上 B：同種3件以上又は類似5件以上 C：同種1件以上又は類似3件以上 D：類似1件以上 E：なし ※同種実績は類似実績としてカウントすることができる。			
	主任技術者の 資格，経験年数	A B C D E	4		
		※統括責任者の資格，経験年数における評価に同じ			
	主任技術者の 過去10年間の 同種又は類似実績	A B C D E	4		
		※統括責任者の過去10年間の同種又は類似実績における 評価に同じ			
	主任技術者の 手持業務の件数	A B C D E	4		
		A：2件未満 B：2件 C：3件 D：4件 E：5件以上			
担当者の 資格，経験年数	A B C D E	4			
	※統括責任者の資格，経験年数における評価に同じ				
担当者の 過去10年間の 同種又は類似実績	A B C D E	4			
	※統括責任者の過去10年間の同種又は類似実績における 評価に同じ				
担当者の 手持業務の件数	A B C D E	4			
	※主任技術者の手持業務の件数における評価に同じ				

評価項目		評価	配点	評価の 換算値	評価点
業務 実施 方針 等	業務の理解度	A B C D E	8		
		A：非常によく理解している B：よく理解している C：普通 D：理解不足 E：理解していない			
	業務実施方針の 妥当性	A B C D E	8		
		A：極めて良好 B：良好 C：妥当 D：やや不十分 E：不十分			
	業務実施手法の 妥当性	A B C D E	8		
		A：極めて良好 B：良好 C：妥当 D：やや不十分 E：不十分			
提案 事項 等	提案の的確性	A B C D E	8		
		A：極めて高い B：高い C：中位 D：やや低い E：低い			
	提案の独創性	A B C D E	8		
		A：極めて高い B：高い C：中位 D：やや低い E：低い			
	提案の成果達成の 期待度・実現性	A B C D E	8		
		A：極めて高い B：高い C：中位 D：やや低い E：低い			
	見積価格	A B C D E	16		
		A：最低金額以上， （最低金額＋（予定価格－最低金額）×1/5）未満 B：（最低金額＋（予定価格－最低金額）×1/5）以上， （最低金額＋（予定価格－最低金額）×2/5）未満 C：（最低金額＋（予定価格－最低金額）×2/5）以上， （最低金額＋（予定価格－最低金額）×3/5）未満 D：（最低金額＋（予定価格－最低金額）×3/5）以上， （最低金額＋（予定価格－最低金額）×4/5）未満 E：（最低金額＋（予定価格－最低金額）×4/5）以上， 予定価格以下			

- 備考 1 「評価点」は、「配点」と「評価の換算値」の積とする。
- 2 「評価の換算値」は、「評価」を次のとおり換算する。
A=1, B=0.75, C=0.5, D=0.25, E=0
- 3 「業務実施方針等」及び「提案事項等」の評価点（以下「本評価点」という。）の合計が、本評価点の最高得点の合計（64点）を2で除して得た点数（32点）を下回る場合にあつては、受託候補者に選定しない。